

「北秋田市農地・農業用施設小災害復旧事業（小災害事業）」の流れ

※ 1 箇所の税込事業費が10万円以上～40万円未満が対象の事業

内 容		提出先	提出期限
①	事業申込書等の送付	市→対象者	
↓			
②	事業申込書兼指令前着手届（様式第1号）の提出 ※添付書類（位置図、見積書写し、着工前現場写真）	申請者→市	令和5年10月31日(火)
↓			
③	事業の適否決定の通知	市→申請者	随時
↓			
④	工事発注 ※申請者が工事業者へ発注します。 ※原則、令和5年12月末日までに工事を完成していただくことになりますが、難しい場合はご相談ください。	申請者→業者	③決定通知日以降
↓			
⑤	北秋田市補助金等交付申請書の提出	申請者→市	適否決定通知後速やかに
↓			
⑥	北秋田市補助金等交付決定通知書の発行	市→申請者	随時
↓			
⑦	工事完成※工事写真（施工前、中、後）、工事内訳書 ※申請者が工事業者に依頼し受領してください。	業者→申請者	工事完成時
↓			
⑧	工事代金の支払い(申請者が工事業者へ全額支払います) ※申請者と工事業者が協議し支払時期を決めてください。	申請者→業者	工事完了後
↓			
⑨	実績報告書（様式第4号）、補助金請求書の提出 ※添付書類（領収書（写）、請求書（写）、工事写真）	申請者→市	工事代金支払後速やかに
↓			
⑩	市による工事の完成確認検査	市	⑨以後10日以内
↓			
⑪	補助金確定通知及び申請者の金融機関口座へ補助金の振込	市→申請者	⑩以後30日以内

※色塗り部分は「申請者」が手続きする部分になります。

※上記以外に不明な場合等、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：北秋田市役所 産業部 農林課 農業振興係

TEL：0186-62-5514／FAX0186-62-5551